

全 体 構 造 図

学
校
に
お
け
る
危
機
管
理

事前の危機管理（予防する）

点 検

P. 3 へ

避難訓練

P. 5 へ

教職員研修

P. 6 へ

安全教育

P. 6 へ

発生時の危機管理（命を守る）

事故等発生時の基本対応

P. 8 へ

熱中症

P. 10 へ

食物アレルギー

P. 13 へ

不審者

P. 15 へ

交通事故

P. 21 へ

台風・風水害・土砂災害

P. 22 へ

地震・津波

P. 26 へ

学校への自殺予告・犯罪予告

P. 29 へ

弾道ミサイル発射

P. 31 へ

事後の危機管理（復旧・復興する）

事後の対応

P. 33 へ

心のケア

P. 35 へ

調査・検証・報告・再発防止等

P. 36 へ

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。

はじめに

本マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し、円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、生徒の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を、共通理解するためのものです。そのためにも、以下の3点について意識しておく必要があります。

○ 想定される危険を明確にし、危険発生時にどう対応し、いかに生徒の生命や身体を守るか。

＜想定される危険等＞

- ・ 日常的な学校管理下における事故等（教育活動中の事故、頭頸部の怪我、熱中症、食物アレルギーなど）
- ・ 犯罪被害（不審者、生徒の安全を脅かす犯罪被害など）
- ・ 交通事故（登下校中、校外活動中の交通事故）
- ・ 災害（地震、津波、台風、風水害、土砂災害などによる被害）
- ・ その他の危機事象（学校に対する犯罪予告など）

○ 「事前」「発生時」「事後」の三段階の危機管理を想定し、「安全管理」「安全教育」「組織活動」の学校安全3活動の側面からの取組を行う。

○ 家庭・地域・関係機関と連携して、生徒の安全を確保するための体制の整備や協働した取組を行う。

＜連携を図った取組＞

- ・ P T A、地域住民（不審者情報の提供、防犯パトロール、見守り隊など）
- ・ 警察（不審者情報の提供、防犯教室など）
- ・ 医療機関（治療、カウンセリングなど）
- ・ 消防（救急処置、病院への搬送など）

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった安全上の課題に対して、本マニュアルを柔軟に見直していく必要があります。

事前の危機管理（予防する）

点 検

学校内の施設設備・器具および通学路の安全を点検することは、生徒が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な危機管理です。定期的な点検の実施はもちろんですが、登下校を含めた学校生活の環境内にある危険箇所を「抽出」「分析」「管理」する取組を組織的に進めていきます。

1 危険箇所の抽出

以下の情報を参考にして、自分が安全点検を担当している施設や設備等の危険箇所を抽出していきます。

- (1) 教職員、生徒、保護者、地域から提供される情報

(例) 校内でけがをした場所、登下校中に危険を感じた場所など

- (2) 過去の事故等の発生に関する情報

(例) 校内で事故が起こった場所、校外で声掛け事案が発生した場所など

- (3) 事故等の発生条件に関する情報

(例) 湿気で滑りやすくなる場所、過去に大雨等で氾濫した通学路など

以下の視点にも留意する必要があります。

- 防犯の視点

・不審者侵入防止用の設備 ・避難経路の確保 ・出入口の施錠状態
・通学路にある犯罪発生条件 など

- 防災の視点

・天井材や外壁等の落下防止 ・本棚等の壁・床への固定
・避難経路の確保 ・防火シャッターなどの点検 など

- 校内事故防止の視点

・天井材や外壁等の落下防止 ・教室の床板等の建材の劣化
・窓や手すりなどの点検 など

- 交通安全の視点

・歩道や路側帯の整備状況の把握 ・見通しの悪い交差点等の把握 など

2 危険箇所の分析

抽出された危険箇所を分析することで、問題となる環境条件を特定します。

(1) 複数の目による客観的な分析

教職員同士で合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し、分析します。また、過去に事故等が発生した箇所については、発生要因・誘発要因となった環境条件を特定します。

(2) 生徒の行動を分析

校内や登下校中の危険箇所において、生徒がどのように振る舞っているかを観察し、想定される事故発生のイメージを具体化するとともに、改善すべき環境条件と、指導上の課題を見出していきます。

(3) 生徒による分析

生徒による危険箇所の分析は、生徒の視点からの問題把握や生徒自身の安全学習にもつながっていきます。

3 危険箇所の管理と組織体制

危険箇所の抽出と分析を通して、具体的な改善策を協議し、未然防止に向けた取組を推進します。

(1) 「物理的対策」と「人による対策」

- ・「物理的対策」：(例) 転落防止の防護柵の設置、防犯カメラの設置など
- ・「人による対策」：(例) 生徒への指導、見守り隊の活動など

(2) 組織的な取組の推進

安全点検等であがった危険箇所の抽出や分析を、総務部や生徒指導部、保健体育部等の関係部署が互いに連携を取りながら、改善策を協議し組織として対応していきます。また、通学路などの地域を巻き込む課題は学校運営協議会やPTA等と協働して推進します。

(3) 事例の共有

「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」(冊子)から、他校の事例を閲覧することが可能です。これらの事例を、本校に置き換えて、同様の事故等が発生しないよう、危機管理に努めていきましょう。

避難訓練

避難訓練は、危険発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割分担等の確認を行うとともに、生徒が安全に避難できるための実践的な態度や能力を養うことが目的です。

1 目的を明確にした避難訓練

(1) 避難の目的の明確化

「避難行動」は「命を守るための行動」です。自らの生命や身体を守る点から、どのような危険等が生命や身体を脅かすことになるのかを、事前に生徒に明確にしておく必要があります。

- ・どのような危険等があるのか、何から避難するのか。
- ・それぞれの危険等に対して、どのような避難行動をとればよいか。
- ・どの時機で避難行動をとることが望ましいか。

(2) 危険等発生時の避難計画

危険発生時の避難行動は、危険や災害の種類、その時の状況によって異なりますので、教職員は本マニュアルの「発生時の危機管理」における地震や風水害等の組織対応を事前によく確認し、避難訓練の臨むことが大切です。

(3) 避難訓練の留意点

- ・火災を想定した訓練のみに偏らないようにします。
 - ・授業中以外にも、様々な場面を想定して実施します。
 - ・訓練が、形式的、表面的にならないようにします。
- *実施時期や回数は、法の規定及び実態、実情に基づいて設定します。

2 地域の関係機関と連携した訓練

現在、本校は避難訓練で消防署や警察署との連携し、訓練の充実を図っていますが、今後は大規模災害における避難所や事件・事故等発生時における保護者への引き渡しも想定されることから、以下の関係機関等との連携が必要になってきます。

<今後、連携を視野に入れて考えるべき関係機関等>

- ・近隣住民
- ・防災危機管理課
- ・地域のボランティア団体
- など

教職員研修

教職員は、危険等から生徒の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断が求められます。そのためには、研修において、安全に関する自らの意識や、安全教育に関する指導力を高めていく必要があります。

1 最新の情報を取り入れた校内研修の充実

以下の研修や訓練等を実施するにあたり、最新の情報を取り入れることが重要です。

- ・危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- ・「防災訓練事例集」「防災訓練実践集」の活用
- ・事故等発生時の対応訓練（被害生徒及び保護者への対応を含む）
- ・A E Dを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・エピペン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- ・生徒に対する安全教育に関すること（「防災教育テキスト」「危険予測学習（K Y T）資料集」「防災クイズ」の活用等）
- ・生徒の心のケアに関すること など

安全教育

生徒の安全を確保するためには、教職員による安全管理を徹底することのみならず、生徒自身が、危険を予測し、回避することができるような安全教育が必要になってきます。

1 危険予測・危機回避能力の育成

県教委作成の安全教育に関する資料を活用しましょう。

<県教委作成の資料>

- ・「防災教育テキスト」 ・「危険予測学習（K Y T）資料集」 ・「防災クイズ」

2 教育活動全体を通じた安全教育の実施

安全教育は、教育活動全体を通じて、系統的・体系的に実施することが大切です。そのためには、「第3次山口県学校安全推進計画」に基づいた学校安全3領域（防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全）の取組や、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の安全教育に関わる内容を整理して、「学校安全計画」に位置づける必要があります。

3 地域の人材・資源の活用

安全教育を実施する上で、より効果的な実践を図るためには、地域人材や教材、学習の場などを地域に求めていく必要があります。今後、地域とともに安全教育を実施していくためにも、地域と連携した以下のような取組を推進していくことが求められています。

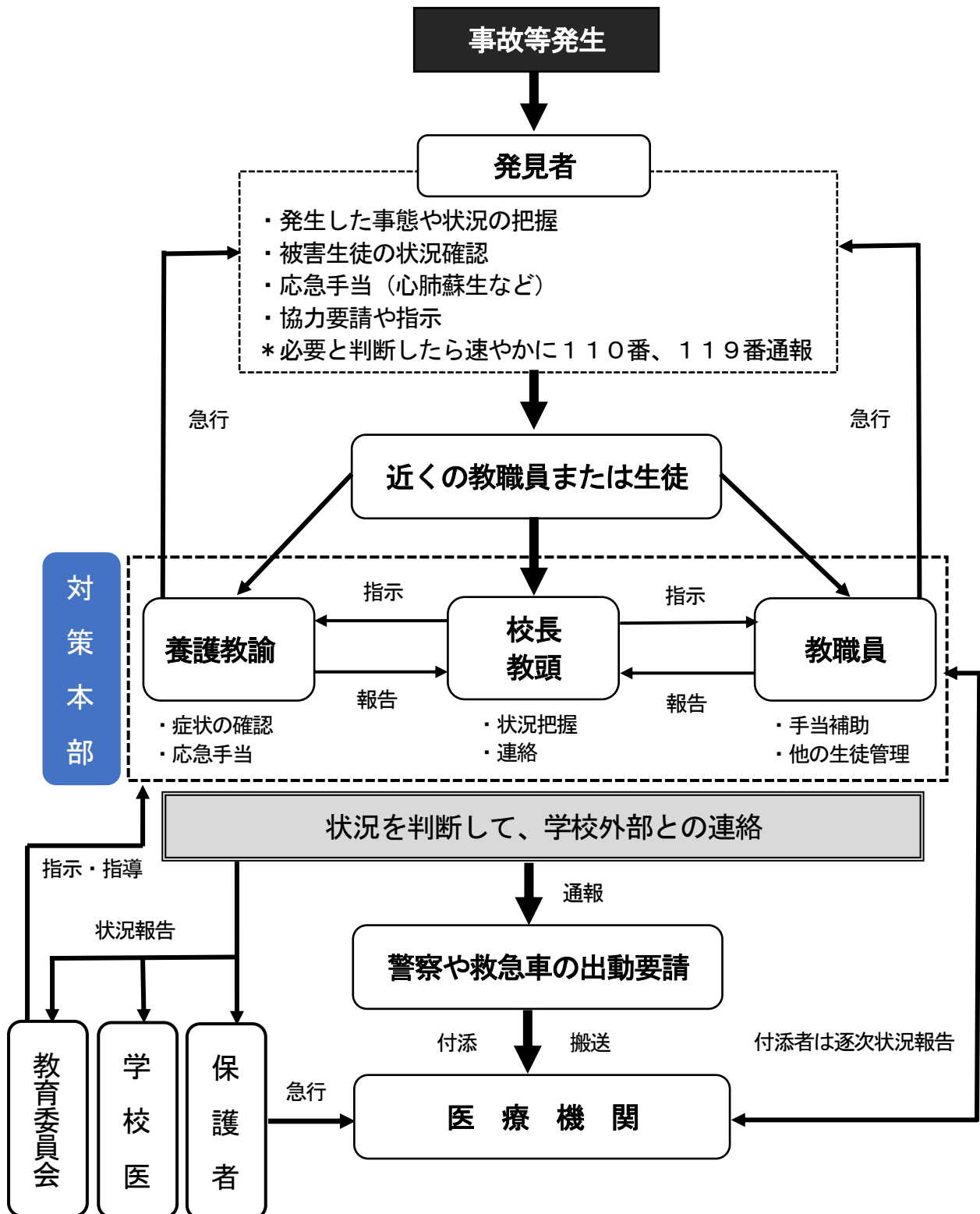
- ・学校で行う安全教育に警察や消防署等専門家の指導を活用する。
- ・地域の地形・地質・環境・過去の災害等を教材として活用する。
- ・「防災キャンプ」等、地域で開催される安全に関する行事に参加し、自助・共助の力を育てる。
- ・「安全マップ」を地域の人々と作成する。 など

発生時の危機管理（命を守る）

事故等発生時の基本対応

事故等による生徒を発見した際には、第一発見者は、被害生徒の症状等を確認し、近くにいる教職員や生徒に応援を要請するとともに、被害生徒の状況に応じて応急手当を行うなど、迅速に対応することが重要です。

1 組織対応（基本パターン）



2 対策本部と役割分担

	役 割	備 考
校 長	総括	県・市教委との連絡、報道対応
教 頭	全体指揮	全教職員の緊急対応体制づくり
教務主任	状況把握、連絡調整	
生徒指導主任	関係機関への連絡	警察、消防等との連絡
学年主任、担任	情報整理 個人記録の準備と整理	保護者への対応 生徒への直接指導
教育相談担当	生徒の心のケア	S Cとの連携
養護教諭	救急処置	医師への連絡

3 配慮事項

- (1) 被害生徒とその保護者に対して、校長、教頭、関係教職員は誠意を尽くし、問題が解決するまで、接触や連絡を継続すること。
- (2) 保護者へは速やかに「落ち着いて正確に、要領よく」説明・報告をすること。
- (3) 「十分注意していた」「大したことはない」「指導書に従って指導したので間違いはない」等の説明は、責任逃れと受け取られやすい。弁解や推測、大げさな表現、正当化等は慎むこと。
- (4) 医療機関は、緊急搬送の場合以外は保護者の意見（指示）を聞くこと。
- (5) 頭部・腹部・顔面等の打撲が予想される場合は、後に症状が出るがあるので、帰宅後も症状確認を促すこと。
- (6) 外部（報道関係・地域・PTA等）からの問い合わせに対しては、管理職に窓口を一本化し、同一内容を発表すること。
- (7) 時系列で、事件・事故発生後の経緯を克明に記録すること。
- (8) 入院や治療が行われる場合は、保護者に対して日本スポーツ振興センターの共済給付制度等の説明をすること。

【死戦期呼吸】

心肺停止がおこった直後には「死戦期呼吸」（しゃっくりをあげるような呼吸が途切れ途切れにおこる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸がありますが、これは正常な呼吸ではありません。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要があります。

熱中症

学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・部活動などのスポーツ活動によるものです。また、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合には発生することがあるので注意が必要です。

1 熱中症の対応

【熱中症による事故防止対策の徹底】

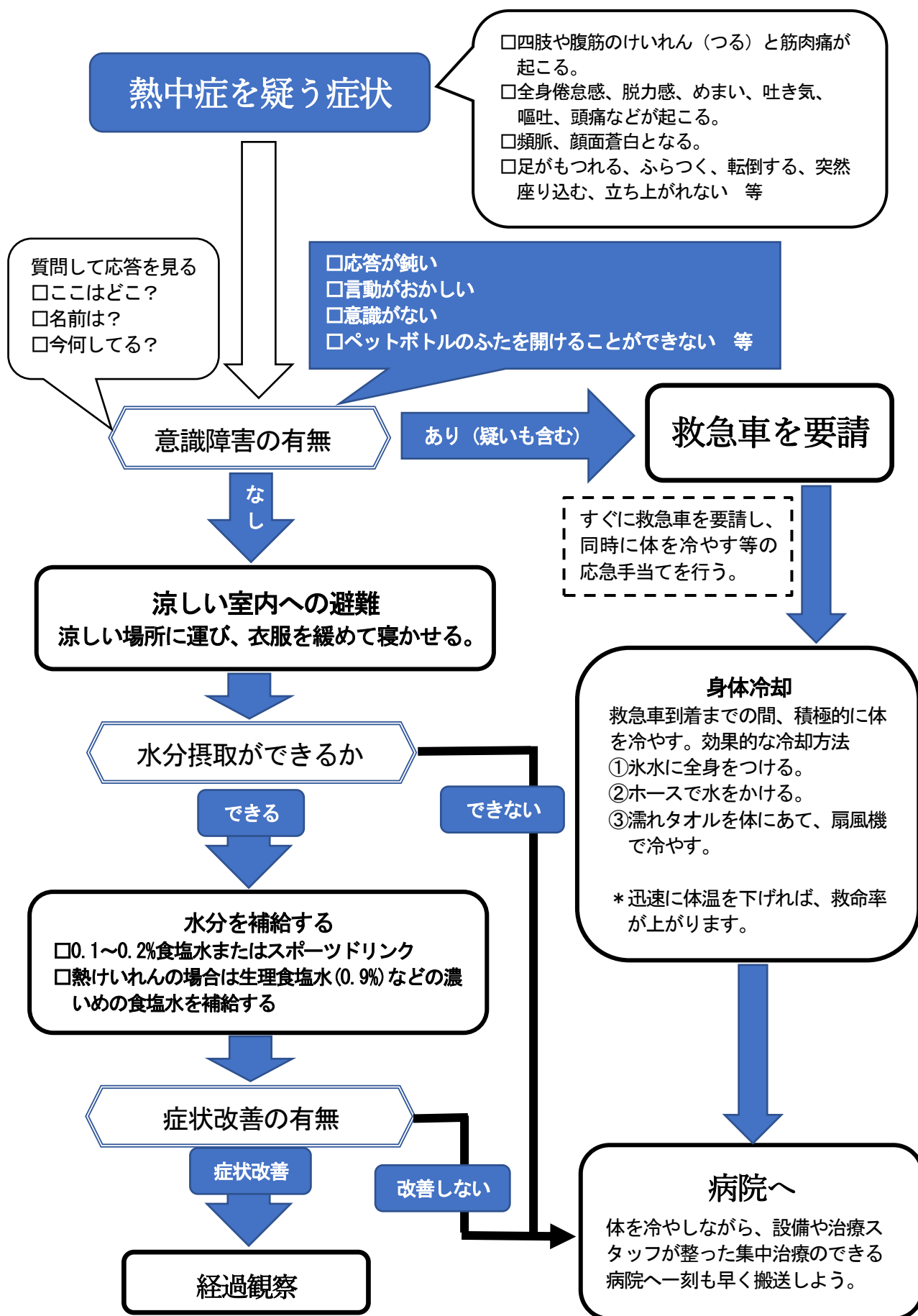
- (1) WBGT 計の暑さ指数を、必要に応じて記録するとともに、数値が高いときは教職員に周知する。
- (2) 暑い季節の運動や作業は、できるだけ涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には休憩を多く取り、スポーツドリンク等により、こまめに水分や塩分を補給する。
- (3) 体が暑さに慣れていないときには、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らす。
- (4) 暑い季節には、吸湿性や通気性のよい軽装にするとともに、屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用する。
- (5) 個人差や体調により暑さへの耐性が違うことを踏まえ、健康観察を行う。

【すべての教職員が応急処置を理解しておく】

- (1) 涼しい陽の当たらない場所に寝かせ、衣服をゆるめ、水分や塩分を補給する。
- (2) 昏睡状態でけいれんを伴う場合はもちろん、応答が鈍いなど、少しでも意識が朦朧としている場合は、救急車を要請し、早期に医師の手当てを受ける。
- (3) 医師の診断までの間、濡れタオルや氷などで体を冷やすなどの応急手当を行う。
- (4) 緊急時の対応のために、応急手当の研修や、連絡先（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）を明確にしておく。

「熱中症対応フローチャート」を参照

2 熱中症対応フローチャート



3 「暑さ指数」について

暑さ指数は、熱中症予防のための指標で、WBGT（湿球黒球温度）とも呼ばれます。人体の熱支出に影響の大きい気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算します。

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安(注1)	日常生活における注意事項 (注1)	熱中症予防のための 運動指針(注2)	本校の対応
31℃以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。	原則、運動中止とし、風通しのよい日陰や空調が効いている室内等に避難する。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 激しい運動や持久走は避ける。 積極的に休憩を取り、水分塩分補給。体力のない者、暑さになれていない者は運動中止。	別表に掲げる激しい運動を中止し、風通しのよい日陰や空調が効いている室内に避難する。 運動を継続する場合であっても、10分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。
25～28℃	中等度以上の 生活活動で おこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 積極的に休憩を取り、水分塩分補給。激しい運動では、30分おきぐらいに休憩。	30分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。
21～25℃	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意。運動の合間に水分塩分補給。	30分おきに、水分塩分の補給を行う。

(注1) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指数 Vol.3」(2013)より

(注2) 日本体育協会「熱中症予防のための運動指針」(2013)より